

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2024年4月19日付け公開見積競争公告に基づく公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件名・人数 研究支援者派遣（つくば2群24派082） 1名
- (2) 特 質 等 仕様書による
- (3) 派 遣 期 間 2024年6月1日 ～ 2025年3月31日
- (4) 派 遣 場 所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくばセンター 中央事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、公開見積競争への参加を決めた時点で下記6. に連絡をすること。
また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (3) 本公開見積競争公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) スキルシート審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本公開見積競争に参加する者は、別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成や提出等の参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

- ① スキルシート
- ② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2024年4月26日（金）12:00 厳守

下記6. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

(3) 派遣労働者の要件

国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書による。

(4) スキルシート審査及び審査結果の通知

スキルシート審査は、上記(1)「①スキルシート」により行う。審査結果は審査後、速やかに通知する。

4. 見積競争に関する事項

(1) 競争用見積書の提出期限及び提出場所

2024年5月15日（水）16：00 厳守

下記6. に提出すること。

(2) 競争用見積書の提出方法

競争用見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に件名及び事業者名を記載した上で提出すること。

(3) 見積競争の無効

次に該当する競争用見積書による見積競争は無効とする。

- ① 上記2. の公開見積競争に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した見積書
- ② 国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する仕様書及び見積競争関係書類の作成に関与した者が提出した見積書
- ③ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した見積書
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書について、虚偽が認められた者が提出した見積書

(4) 契約の相手方の決定方法

- ① 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な競争用見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 上記①の場合において、予定価格の制限の範囲内でもっとも安価な競争用見積書を提出した者が二人以上いるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所が別に指定する日時及び場所において、それらの者がくじを引くことにより契約の相手方を決定する。
- ③ 上記②の場合において、欠席等によりくじを引かない者がいるときは、これに代わって本公開見積競争に関係のない国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員がくじを引く。

(5) 見積競争の辞退

本公開見積競争において参加の意思表示をした者は、契約の相手方の決定に至るまでは、下記6. に申し出ることにより、いつでも本公開見積競争の参加を辞退することができる。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の公開見積競争について不利益な取扱いを受けるものではない。

5. その他

(1) 契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約の相手方の公表

本件の契約の相手先に決定した者は、契約件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約者の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

6. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 比田 茜（ひだ あかね）

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

つくばセンター 中央事業所2群 2-1C棟7階

電 話：029-861-2029（代表）、050-3522-3881（直通）

メー ル：h i d a - a k a n e @ a i s t . g o . j p

仕様書

件名	研究支援者派遣（つくば2群24派082）
組織単位（組織の名称）	デバイス技術研究部門
組織の長の職名	研究部門長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所2群
事業所の所在地	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群
派遣職員の人数	1名
派遣期間	2024年6月1日～2025年3月31日
就業日	月曜日から金曜日までの間で週3日 休日「土曜日、日曜日、祝日、産総研指定休業日」 その他、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則による。
就業時間	9時00分を始業時刻、16時30分を終業時刻とし、途中1時間（12時～13時）の休憩時間を除き、1日あたり6時30分勤務とする。
延長就業等	必要に応じ、上記の就業日及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
出張等	必要に応じ、命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体の微細加工、薄膜の作製および分析の補助業務に従事する。 ・付随的業務は、1割以内とする。
政令で定める業務（号）	派遣期間31日以上のため省略
責任の程度 （権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無 （危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容）	有り（有機溶剤、特定化学物質、高圧ガスの使用、特殊健康診断、保護具の着用、安全教育の実施）
派遣職員に求める資格・技能等	<ul style="list-style-type: none"> ・理工系学部以上を卒業していること。 ・光学顕微鏡および走査電子顕微鏡による観察を行った経験を有すること。 ・スパッタリングによる薄膜形成、特にニッケルおよびカーボン膜の成膜経験があること。 ・フォトリソグラフィ（スピコートによるレジスト塗布、マスクレス露光機による露光、ビーカーを用いた現像）の経験があること。特にハイデルベルグ製マスクレス露光機のオペレート経験は必須である。 ・リアクティブイオンエッチング（RIE）による薄膜のエッチング経験があること。 ・プローバによる電気的特性の評価経験があること。 ・酸・アルカリ・有機溶剤などの使用経験を有すること。 ・実験データの処理・整理を目的として、Word、Excel、PowerPoint等の基本的な操作が自律的にできること。 ・派遣元による安全衛生講習、並びに、実験に関する講義および実習を受講していること。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2** 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

「契約事務取扱要領第8条」に該当する者は、その事実があった日以後2年以内の期間（別途定める）は、産総研の一般競争入札【公開見積競争含む】に参加することはできません。

【契約事務取扱要領第8条各号の詳細】

- 一 契約の相手方が契約の履行に当たり、自己の行為が契約の目的、契約の内容条件に適合しないことを認識しながら、工事若しくは製造その他役務について、手抜きをしたり、又は粗悪な物件を供給すること。
(給付の内容である物件の品質や数量に関して不正の行為をした者も同様。)
- 二 競争に参加する意思のない者が、特定の者の依頼を受けて入札についての現場説明会に参加し、依頼をした者の競争を有利ならしめるよう工作をした場合など。
- 三 略
- 四 監督又は検査の実施において、契約相手先が協力しない場合、又は、妨害した場合など。
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
(「正当な理由」とは、「天災地変等の災害」の他「物品を輸入して納入する契約において、契約後、輸入国内でストライキが発生し納入することが不可能となった場合」など、契約相手方の責に帰することができない相当の理由に限定される。)
- 六 略
- 七 略

競争参加のための書類一覧（労働者派遣）

○ 注意事項

- (1) 派遣元で派遣労働者の待遇を派遣先均等・均衡方式、労使協定方式のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 書類の作成及び提出にかかる費用は、競争参加者の負担となります。
- (3) 各書類の書式は、以下 URL からダウンロードしてください。
URL : http://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html
- (4) 書類は、持参・郵送・メールのいずれかの方法でご提出ください。
【原本提出】と記載の書類はメール提出の場合でも原本（紙）をご提出ください。

○ 提出期限 2024年4月26日（金）12:00 厳守（郵送の場合必着）

○ 提出書類

1. スキルシート（1部）

仕様書「派遣職員に求める資格・技能等」に示す能力（スキル）に係るスキルシートをご提出ください。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

(1) 参考見積書

- ① 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
- ② 見積額は、通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。

(2) 産総研OBの再就職者在職状況（別紙参照）

「公開見積競争説明書」2. (1)に該当しないことを確認するための書類です。
産総研OB（産総研において、役員又は課長相当職以上の職を経験した者）の在職状況に係る情報（氏名、産総研在職時の役職名、現在の職名等）をご提出ください。
※ 「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいいます。

(3) 契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない旨の「証明書」（別紙参照）

(4) 労働者派遣事業許可証の写し

(5) 反社会的勢力排除に関する誓約書【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

(6) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

(7) 入札等に関するアンケート

**※ 競争参加を辞退される場合は「入札等に関するアンケート」のみ提出をお願いします。
また、「公開見積競争説明書」は適切に破棄してください。**

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 比田 茜（ひだ あかね）

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

つくばセンター 中央事業所2群 2-1C棟7階

電 話：029-861-2029（代表）、050-3522-3881（直通）

メール: hida-akane@aist.go.jp

産総研OBの再就職者在職状況

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法人番号

住所

会社名

代表者名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担当者

連絡先 (電話番号)

(Mail)

産総研OBの再就職者在職状況は下記のとおりです。なお、在職状況に変更が生じた場合は、貴所に対して速やかに申し出ます。

記

1. 産総研OBの在職状況

在職者あり

在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

② 氏名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

証 明 書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者
連 絡 先 (電話番号)
(Mail)

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「契約事務取扱要領第7条及び第8条」の規定に該当しないことを証明いたします。

取引先各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所

反社会的勢力排除に関する誓約書の提出について（依頼）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）では、反社会的勢力社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を講じております。ついては、今後、産総研と取引する事業者の皆様には、産総研の趣旨をご理解いただき、別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」のご提出をお願いいたします。

誓約書に有効期限は設けておりません。**原則1回の提出でよい**こととしますが、会社統合等により組織が変更になった場合には再度ご提出いただくことになりますのでご承知おきください。

なお、提出先については、産総研つくばセンター（調達室・大型調達室）又は地域センター（調達室）のいずれか1か所への提出で結構です。

【ただし、支店長や営業所長名での提出の場合、本社からの委任範囲にご注意ください。】

【資料】

「反社会的勢力排除に関する誓約書」（産総研公式ホームページURL：
https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html）

【誓約書の提出先】

〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 比田宛

電話：029-861-2029

（郵送または持参にて提出願います。）

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当職等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 下請負契約等に関する契約解除

- (1) 貴所との契約において、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。））が解除対象者（1及び2に記載する要件に該当する者をいう。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除します。
- (2) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除するための措置を講じないときは、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

上記事項について、誓約いたします。

年 月 日

法人番号
住 所
会 社 名
代表者名印

取引先各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所

公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について（依頼）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止についての取り組みを行っております。

不正防止の取り組みは、産総研（物品購入等の発注側）のみならず、受注、納品等を行っていただく取引先各位のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、今後産総研との取引にあたっては、別紙「産総研との契約等にあたっての注意事項」に関する趣旨をご理解いただき、誓約書の提出をお願いいたします。

なお、誓約書には有効期限を設けておりませんので、1回提出頂ければ結構です。また、産総研つくばセンター（調達室・大型調達室）又は地域センター（調達室）のいずれか1か所へ提出してください。

ただし、支店長や営業所長名での提出の場合、本社からの委任範囲にご注意ください。

[資料]

- 1 「産総研との契約等にあたっての注意事項」
- 2 「誓約書」（産総研公式ホームページURL：
https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html）

[誓約書の提出先]

〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 比田宛

電話：029-861-2029

（郵送または持参にて提出願います。）

産総研との契約等に当たっての注意事項

1. 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）においては、発注権限のある職員（調達部の契約担当職）以外が契約及び発注を行うことはできません。（産総研では研究者が直接発注することは認めておりません。）
2. 産総研では、研究計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守してください。
災害や事故等により、やむを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合には速やかにその旨の連絡を契約担当者までお願いします。
また、納品等の際、産総研の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入してください。日付を空白にすることは絶対に行わないでください。
4. 調達にあたり贈賄、談合及び癒着などの疑念を持たれないように適正な関係維持に努めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いいたします。
 - ア) 預り金（産総研の職員からの預け金の依頼の承諾）
 - イ) 取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、産総研のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知がされることがありますので、あらかじめご承知おきください。
なお、産総研では、研究資金の適正執行を図るため、「競争的研究資金等の適正執行の確保に向けた取り組みについて」を公式HP上で公開しております。
URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/compliance/colproc/torikumi/index.html
7. 産総研では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証憑書類の提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。

産総研の職員等から、下記のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

- 1) 発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
- 2) 納品日付の改ざん、品目・数量・金額の改ざんを要求された場合
- 3) 見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
- 4) 不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【競争的資金をはじめとする公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

総務本部 法務・コンプライアンス部 コンプライアンス推進室

〒305-8560

茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所

つくば本部・情報技術共同研究棟

電話：029-862-6835 FAX：029-862-6841

メールによる問い合わせ：https://www.aist.go.jp/aist_j/inquiry/tsuho.html

【本件注意事項に関する問い合わせ先】

総務本部 調達部 調達管理室

〒305-8560

茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所

つくば本部・情報技術共同研究棟

電話：029-861-2013

年 月 日

誓 約 書

当社（当法人）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所との取引に当たり、提示された「産総研との契約等にあたっての注意事項」を理解し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）に、上記に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 殿

法人番号

会社名

代表者役職・氏名

印

入札等に関するアンケート

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々にご協力をお願いするものです。

特に、本入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、ご提出のほどよろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果については、上述理由以外での使用は一切いたしません。

また、本アンケートの回答内容によって、以後の入札等および契約について不利益な取り扱いをうけることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【入札等件名】 〔公開見積競争〕 〔その他役務〕

件名：研究支援者派遣（つくば2群24派082）

整理番号：AA24002755

* 回答方法

上記入札公告等に関し、以下の該当する項目の□欄にチェック（✓）を付してください（複数回答可）

問1. あなたは、次のどれに該当しますか。

- 入札等に参加した事業者
- 入札説明書、公募説明書又は公開見積競争説明書を受領したが、入札等には参加しなかった事業者

問2. 上記の入札等を主にどのような方法でお知りになりましたか。

- 官報
- 産総研ホームページ（ 定期的にアクセスしている RSS機能を利用している ）
- 産総研の公告掲示
- 産総研から連絡があった
- その他（ _____ ）

問3. 上記問1. で入札等には参加しなかったにチェックをした方は、その理由をお聞かせください。

それ以外の方は問4. にお進みください。

- 公告又は説明会から入札や契約までの期間が短く、間に合わないと判断した
- 技術審査書類の準備期間が短く、必要書類の提出が間に合わないと判断した
- 求められる資料の量が多く又、準備期間が短かった
- 会社又は配置予定技術者に求められる業務実績や資格が厳しすぎた
- 配置予定技術者に求められる資格を有する技術者がいなかった
- 仕様書の内容（事業の目的・内容・求められる成果物・審査基準等）がわかりにくい
- 仕様書で求められる装置・役務内容等のスペックを満たせる製品等を提供できない
- 参加しても受注の可能性が低いと判断した
 - 対競合他社との関係（ 他社の値引率が高いと判断した その他 _____ ）
 - 対代理店間の関係（ 担当地域外のため メーカーからの仕入れが見込めない その他 _____ ）
- 発注ロット（事業の規模）が小さかったため断念した
- 発注ロット（事業の規模）が大きすぎたため、対応が困難と判断した
- 採算が合わず利益確保が難しいと判断した
- 必要な人員、資材の確保等が困難と判断した
- 他の業務（工事等）との調整が困難と判断した
- 工期・履行期間が短く、履行が困難と判断した
- 納品後のアフターケアを確実に履行できるかリスクがあると判断した
- その他の理由（具体的に： _____ ）

【裏面に続く】

問4. 産総研が発注する業務等に係る契約に関しまして、より透明性・競争性を高めるために改善すべき要望等ございましたら、下欄に自由にご記入願います。

ご協力ありがとうございました。

【事業者名】

【担当者名】

【電話番号】

○ 提出先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 比田 茜

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

つくばセンター 中央事業所2群 2-1C棟7階

電 話：029-861-2029 (代表)

メール：メール：hida-akane@aist.go.jp